

受益者の皆様へ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「聖徳太子 ゴールドマン・サックス日本バランス・ファンド」  
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「聖徳太子 ゴールドマン・サックス日本バランス・ファンド」(以下「本ファンド」といいます。)は2000年11月30日の設定以来約12年にわたり、日本の株式および債券への分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指す運用を行ってまいりましたが、信託財産の減少を受け、2013年1月末日現在の受益権総口数は約73億口(純資産総額約58億円)にまで減少いたしました。弊社といたしましては、長期にわたり効率的な運用をご提供するに十分な資産規模の維持に困難を来していることから、現在の状況においては、ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者へお返しすることが受益者の利益に資するとの判断をいたしております。

つきましては、本ファンドは2013年5月30日(木)をもって信託の終了を予定しておりますのでお知らせいたします。

この信託終了にご異議のある受益者の方は、2013年4月17日(水)までに下記の方法により、弊社に書面にてお申し出くださいますようお願いいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

信託終了に係る異議申立ての手続きおよび日程について

①新聞公告(日経新聞朝刊)	2013年3月7日(木)
②異議申立期間	2013年3月7日(木)から2013年4月17日(水)まで
③信託終了予定日	2013年5月30日(木)

公告日である2013年3月7日(木)現在の受益者の方(2013年3月6日(水)までに取得の申込みをなされた方を含みます。)は、異議申立期間中に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対し、書面により、信託終了に関する異議を申し立てることができます。

異議申立期間中にご異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えなかった場合は、予定通り2013年5月30日(木)をもって信託を終了いたします。

また、かかる合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の2分の1を超えた場合は、信託は終了いたしません。この場合、信託終了を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、お知らせいたします。

なお、2013年3月7日（木）以降に本ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い本ファンドを取得した受益権につきましては上記の異議を申し立てる権利はございませんのでご了承ください。

### 異議申立ての方法について

予定しております本ファンドの信託終了について、ご異議のある受益者は、本信託終了に対する異議申立てを行うことができます。また、本信託終了にご同意いただける場合は、特別な手続きは必要ございません。

ご異議を申し出られる方は、大変ご面倒をお掛けいたしますが、下記宛に封書等の書面にて以下の内容をご記入、捺印の上、下記宛に2013年4月17日（水）までにご送付ください。

なお、異議申立ては2013年4月17日（水）弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承ください。

### ① 宛先

〒106-6106 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ郵便局留め  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社  
「聖徳太子 ゴールドマン・サックス日本バランス・ファンド」  
信託終了に関する異議受付窓口 投信業務部 宛

### ② ご記入いただく内容

- ① 異議申立ての日付け（異議申立書の発信日）
- ② 販売会社にご登録のお客様のご住所（郵便番号）、お名前（署名・捺印）
- ③ ご連絡先電話番号
- ④ ファンド名「聖徳太子 ゴールドマン・サックス日本バランス・ファンド」
- ⑤ 受益権を保有している販売会社、口座所属店名、投資信託口座番号
- ⑥ 受益権口数（2013年3月7日現在）  
(ご不明な場合はお取扱い販売会社の窓口までお問い合わせください。)
- ⑦ 信託を終了することについて反対する旨（例：「上記ファンドについて、信託終了に異議を申し立てます。」）

※ご異議を申し立てられた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。

※ご異議のお申し出にあたり、お客様に関する情報を販売会社、受託銀行（再信託受託会社を含みます。）および委託会社（弊社）が共有することにご同意いただいたことといたします。

※口座所属店名や投資信託口座番号が欠落している場合や、お名前およびご住所が販売会社へ登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、口数の確認を取らせていただく都合上、ご異議の申し立てが無効となる場合がありますのでご留意ください。なお、その際、必要がある場合にはご本人様ご確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

### 異議申立ての受益者の買取請求手続きについて

異議申立ての受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えず、本ファンドの信託終了が行われる場合には、本ファンドの信託終了についてご異議を申し立てられた受益者は、以下の

手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができます（信託の終了を実施することとなった場合の買取請求手続きについては、ご異議を申し立てられた受益者の皆様に対してあらためてご案内させていただきます。）。

ご異議を申し出られた受益者が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。異議申立受付期間中・買取請求受付期間中ともに、通常通り、本ファンドの換金のお申込みを受付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

〔買取請求の手続き〕

- ①買取請求受付期間 2013年4月22日（月）から2013年5月13日（月）まで
- ②ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社よりご異議を申し出られた受益者に対し「買取請求のご案内」発送
- ③買取請求必要書類のご記入
- ④買取請求必要書類のご提出
- ⑤受託銀行での買取請求必要書類の受理
- ⑥本ファンドの信託財産による買取の実行
- ⑦受託銀行からご指定銀行口座への買取代金のお振込

上記の買取請求は、信託終了に対しご異議を申し立てられた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

買取価額は、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日（上記⑤）の解約価額とします。解約価額とは基準価額から信託財産留保額（基準価額の0.1%）を控除した額をいいます。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。\*

※税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託銀行よりお振り込みいたします。なお、振込手数料および下記「買取計算書」送付費用はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。併せまして、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。また、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金よりも日数を要する可能性があります。

なお、本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「信託終了についてのお問い合わせ専用窓口」 0120-331-376

(2013年3月7日～2013年5月30日の(月)～(金) 午前9時より午後5時まで。祝祭日を除きます。)

以上